

2014(H26)年度 司法書士本試験 正解一覧表(午後の部択一式)

科目	問題	正解	テーマ
民訴・民執・民保法	1	5	送達
	2	5	欠席
	3	2	証拠調べ
	4	2	確定判決の効力
	5	5	訴えの取下げ
	6	5	仮の地位を定める仮処分命令
	7	1又は2	民事執行における各種異議の訴え
書供士託法・	8	4	司法書士又は司法書士法人の業務
	9	3	供託物等の払渡請求手続
	10	2	債権者不確知を原因とする弁済供託
	11	5	執行供託
不動産登記法	12	4	登記識別情報の提供
	13	2	登記識別情報の失効又は証明
	14	2	承諾を証する情報
	15	3	登記原因証明情報
	16	3	判決による登記
	17	3	所有権の保存の登記
	18	5	所有権の移転の登記の抹消
	19	4	買戻しの特約の登記
	20	3	前提としての相続登記の要否
	21	2	遺言に基づく登記
	22	2	抵当権に関する登記
	23	2	根抵当権に関する登記
	24	3	処分禁止の登記
	25	4	登記事項の証明等
	26	1	信託の登記
	27	4	工場財団の登記
商業登記法	28	1	商業登記制度
	29	4	株式会社の設立の登記
	30	4	本店移転又は支店移転の登記
	31	3	株券提供公告をしたことを証する書面の添付
	32	5	委員会設置会社の登記
	33	3	募集株式の発行による変更の登記
	34	2	取締役又は代表取締役の変更の登記
	35	3	吸収分割による変更の登記

第7問は、肢ウの出題に疑義があります。第三者異議の訴えにおいて、債務者は、通常、原告適格がないことからすれば、正しい肢となりますが、相続人や遺言執行者の責任財産以外の財産が、相続財産の限度で支払えとの留保が記載された債務名義に基いて執行された場合には、その固有財産について債務者は第三者の地位に立つので、第三者異議の訴えを提起できるとの例外を考慮すると、誤り肢とも考えられます。したがって、問題文からは例外まで含めて聞いているのかという点が明らかでないため、本問の解答は「1又は2」としました。ただし、今後の情報によっては、正解に変更がありうることを予めご了承下さい。